

# 一般社団法人 国際統合リハビリテーション協会 役員規定

平成30年8月20日制定

以下に一般社団法人国際統合リハビリテーション協会役員の規定を定めるものとする。

(種類及び定数)

第1条 当法人に、次の役員を置く。

代表理事 1名

理事 5名以上 10名以内 (代表理事を含む)

(選任等)

第2条 理事及び監事は、別に定める細則に従い、総会において選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって選定する。

3 理事は正会員のインストラクターより選出するものとし、職務によって常任理事と理事とを分けてるものとする。

4 会長及び副会長は次条の職務を執行するものとして、理事会の決議によって選定する。

(職務)

第3条 代表理事は、当協会を代表する。代表理事に事故あるときは、予め理事会が決定した順序により、理事が職務を代行する。

2 理事は、理事会を構成し、当協会の顔として協会の未来を常に考えて業務を執行する。

3 会長は、当協会の理念に沿って常に行動し、協会に関わる組織の予算、人事、営業などの管理を通じて、組織の運営統括を執行する。

4 副会長は、当協会の理念に沿って常に行動し、会長の役割を補完、運営の統括を執行する。

5 常任理事は、次の事項を職務として全うする。

- (1) 当協会の理念に沿い、固定的に業務に専念する
- (2) 2ヶ月に1度の理事定例会議に必ず参加する（ただし、例外を認める）
- (3) 週に1度のオンライン会議に必ず参加する（ただし、例外を認める）
- (4) 担当地区のマネジメント及び管理業務を徹底して行う

6 理事は、次の事項を職務として全うする。

- (1) 当協会の理念に沿い、都度業務を執行する
- (2) 2ヶ月に1度の理事定例会議に必ず参加する（ただし、例外を認める）
- (3) 週に1度のオンライン会議に月1回以上参加する
- (4) 担当地区のマネジメント及び管理業務を徹底して行う

（任期）

第4条 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の17時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（報酬）

第5条 常任理事は給与制度をとり、その他役員において役員報酬はなく、業務により都度報酬を発生させるものとする。

（細則）

第6条 この規定の施行についての細則は、理事会、総会の議決を経て、別に定める。

附則 この定款は、平成30年8月20日から施行する。